

# 1. 障害者就労施設等のサービス内容及び対象者について

No.	事業	サービス内容	対象者
1	就労移行支援	通所により、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習を行い、適正にあった職場の定着のための支援等を実施します。(24ヶ月限度)	<p>一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正に合った職場への就労が見込まれる方。(65歳未満の方または65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けており、かつ65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた65歳以上の方)</p> <p>①企業等への就労を希望する方。 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する方。</p>
2	就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援をします。利用する方への賃金は、原則契約上の賃金です。	<p>就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方。(利用開始時65歳未満)</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。 ②特別支援学校を卒業して、就職活動を行なったが、企業等の雇用に結びつかなかった方。 ③企業等を離職した方等就労経験がある方で、現に雇用関係がない方。</p>
3	就労継続支援B型	通所により、雇用契約に基づく就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援をします。利用する方への工賃平均額は、原則1月に3,000円以上です。	<p>就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方。</p> <p>① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方。 ②就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方。 ③ ①②に該当しない方であって、50歳に達している方、又は障害者基礎年金1級受給者。 ※①②③に該当しない方は就労移行支援事業所のアセスメント(実習)が必要となります。 P8(2)参照</p>

No.	事業	サービス内容	対象者
4	地域活動支援センター	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援をします。	障害(難病を有する人を含む)をお持ちの方で、創作的活動又は生産活動や社会との交流をご希望される方。 ※障害福祉サービス受給者証は不要。 ※類型(Ⅰ～Ⅲ型)については、P8(3)参照
5	(※共生型)生活介護	通所により、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供するとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会を提供します。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上のために必要な支援をします。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方。 ①障害支援区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上である方。 ②年齢が50歳以上で障害支援区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上である方。 ③障害者支援施設に入所する方であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認められた方。
6	自立訓練(生活訓練)	知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(24ヶ月限度)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害のある方。(具体的には次のような例) ①入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な方。 ②特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な方等。
7	就労定着支援	就労移行等を利用して一般就職した障害のある方の就労の継続を図るため、企業等の関係機関と連絡調整を行うことや雇用に伴い生じる日常生活、社会生活上の問題の相談、指導、助言等の支援を行います。(36ヶ月限度)	就労移行等(就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護)を利用して、一般就職した方であり、就労を継続している期間が6ヶ月経った方。

※共生型生活介護・生活介護を実施する介護保険サービスの指定を受けている事業所です。  
65歳以上になっても同じ事業所でサービスを利用することができます。